

財務省告示第二百五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十八年四月二十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成十八年五月十二日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第二百七
十八回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項、平成十
八年度における財政運営のため
の公債の発行の特例等に関する
法律（平成十八年法律第十一号）
第二条第一項及び財政融資資金
特別会計法（昭和二十六年法律
第一百一号）第十一条第一項並び
に国債整理基金特別会計法（明
治三十九年法律第六号）第五条
第一項

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。この規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率と

五

方募

入 決 定 の

イ

入 札 発 行 争

口

非 競 争 入

ハ

札 発 行 入

六

非 者 特 国 札 非

イ

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

し、価格競争入札において募入
 の決定を受けた各申込みの募入
 の格を募入額により加重平均し
 て得られる価格をその発行価格
 とするものによる発行（以下「非
 競争入札発行」という。）及び
 格競争入札と同時に行われる入
 札であつて、財務大臣が各限
 市場特別参加者ごとに発行（以
 下「市場債市場特別参加者」以
 下を定めるものによる発行）
 額を定めるものによる発行（以
 下「市場債市場特別参加者」以
 非価格競争入札発行」という。）

も申込みのうち応募額を順次割
 当てる。その応募額を案分によ
 り各申込みの応募額を案分によ
 り割り当てる。各参加者ごとの
 各国債市場特別参加者ごとの
 各限額を割り当てる。各参加者
 申込みの応募額を割り当てる。

億圓金額で一兆七千二百九十一
 億圓、平成十八年
 四月二十五日、
 定に基づき発行した利付債に
 ついては、額面金額で三千百十
 億圓、平成十八年

七									
イ					口				
払込金					争入				
者・第	特・参	国・市	札・行	非・競	入・争	札・行	非・競	争入	札・行
者・第	特・参	国・市	札・行	非・競	入・争	札・行	非・競	争入	札・行
円	千	百	百	四	一	千	利	第	国
五	百	十	万	兆	七	五	付	一	債
百	六	億	千	二	百	百	国	項	七
八	億	九	千	百	三	八	債	の	億
十	九	千	百	三	十	十	に	規	二
三	千	百	三	十	五	九	つ	定	千
億	四	十	六	億	千	億	い	に	九
九	十	六	七	千	六	円	て	基	百
千	六	万	千	百	十		、	づ	万
百	七	千	六	十		額	き	計	円
五	千	六	十			面	発	法	
十	二					金	行	第	
二						額	し	五	
万						で	た	条	

八 最 振
九 額 替
振 替 単 位

十 十
一 一
口 イ

十 十
三 二

五 万 円

の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金
の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
す る 。
平 成 十 八 年 四 月 二 十 日

十 額 十 額
八 面 錢 上 額
錢 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 六
百 円 に つ き 九 十 九 円 六

(一) 年 一
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8 \times 31}{100 \times 365}$$

(二) 係 発 行 時 に お い て 、 そ の 利 子 に
る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る も

	十	十	十	十		十
	九	八	七	六		五
者	入	払	元	償	償	後
	札	場	利	還	還	の
	参	所	金	金	期	利
	加	支	支	額	限	子
						以

十四 初期利子

のとして振替口座簿中の口座に
 記載又は記録されるものにつ
 ては、前記(一)の算式により算出
 た金額から当該金額に百分の二
 十を乗じた金額へただし、当該
 国債を発行時において取得する
 者が非居住者又は外国法人であ
 る場合には、前記(一)の算式
 算出した金額に当該非居住者又
 は外国法人が適用を受ける所得
 税の税率を乗じた金額を控除
 することができる。
 平成十八年九月二十日を支払
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う(以下、
 次号及び第十六号において規定
 する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎、年三月二十日及び九月二十
 日、を、支払期とし、各支払期に
 おいて、その日以前六月間に属
 する利子を支払う。
 平成二十八年三月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者

二十
弘
込
期
日
平
成
十
八
年
四
月
二
十
日